

環境大臣

丸川 珠代 殿

除染等に関する要望書

平成 28 年 1 月 22 日

福島県楢葉町長 松本 幸英

檜葉町は、昨年9月5日をもって政府により避難指示が解除されました。生活が再開できる環境の整った町民が少しずつ自宅へ戻り、約5年間という時間を取り戻すべく努力をしているところであります。

平成25年度末をもって生活圏の除染は終了しているものの、未だ放射線量が比較的高い地区も存在していることから、町民は放射線の影響に対して、大きな不安を抱いている状況にあります。

国が進める除染後の効果を確認する事後モニタリング結果に基づき、追加的な除染も進められておりますが、町民が不安なく檜葉町に戻ることができ、元の生活に少しでも近づく環境の回復に向け、次の事項について、強く要望いたします。

1 通学路の除染について

檜葉町は、平成 29 年 4 月に町内で小・中学校を再開することとしております。

檜葉町の未来を担う子供や若い世代の帰町は檜葉町の復興には不可欠でありますので、子供が安心して通学ができるよう、町においても、通学児童が通う道路に対する重点的な空間線量のモニタリングを実施しておりますが、国が目標とする空間線量率である毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える箇所が多数存在している状況であります。

国は、事後モニタリングの結果はもとより、子供が通う通学路や通学路に隣接する山林等を重点的に、更に詳細なモニタリングを実施し、より効果的な手法等も取り入れたうえで、追加的な除染の措置を早急に実施すること。

2 森林の除染について

町内の約 7 割を占める森林の除染については、復興・再生を果たすうえで必要不可欠であり、早期の段階より森林除染の実施について強く要望してまいりました。

これまで、住宅に隣接する 20m の範囲を生活圏として除染が実施されておりますが、手法や範囲に対する町民の不安は払拭しきれていない状況であります。

また、20m 以遠の森林は生活圏の空間線量に明確な影響がないことや、土壌の流出や立木に対する影響等を理由として、全体的な除染は行わないという方針が示されましたが、飲料水や農業用水の水源ともなっている森林の除染が実施されなければ、ますます帰町の意欲の低下を招くことが危惧されます。

国は、実効性のある森林全体の除染の実施に向け引き続き努力するとともに、住宅に隣接する生活圏の森林についても、町民の要望をふまえた除染を実施すること。

3 きめ細やかな追加的な除染について

昨年9月5日の避難指示解除後、徐々に町民が帰町し元の生活を再開しておりますが、生活を再開する町民の不安要因の一つとして、住宅周辺の放射線量に対する影響があげられております。

帰町されている状況をみますと、比較的空間線量率が高い町内の北西部においては、町民の帰町が遅れている現状であります。

国は、檜葉町全体の空間線量率を低減し、目標としている年間の追加被ばく線量1ミリシーベルトを達成するため、町北西部を中心とした比較的空間線量率の高い地区や、不安の要因となっている住宅周辺の空間線量率の低減に向け、町民の生活に柔軟に対応した、きめ細やかな追加的な除染を実施すること。